

令和7年度相談支援従事者現任研修実施要項

1 目的

障害者が医療、保健、福祉、就労、教育などの各分野のサービスを総合的かつ適切に利用できるよう支援するための援助技術を習得するとともに、困難事例に対する支援方法等を学ぶことにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図り、地域における障害者の相談支援体制整備の円滑な推進に資することを目的とする。

2 主催

香川県

3 対象者

研修を受講できる対象者は以下の(1)～(7)にすべて該当する者とする。

- (1) 香川県内の事業所に勤務している、または、その予定がある者。
- (2) 相談支援従事者初任者研修（障害者ケアマネジメント従事者新規研修を含む。）（以下「初任者研修」という。）又は相談支援従事者現任研修（以下「現任研修」という。）を修了し、5年サイクルの現任研修の受講（主任相談支援専門員研修（以下「主任研修」という。）受講を含む。）を継続しその資格を失効していない者。又は、令和2年度以降に初任者研修を修了し、その後初任者研修・現任研修・主任研修（以下「相談支援従事者関係研修」という。）のいずれも受講していない者。
- (3) 本研修受講に必要な次の実務経験（以下「受講要件」という。）のいずれかを満たすことを所属長が証明できる者。

1 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること。

※「過去5年間に2年以上」とは、令和2年5月7日から令和7年5月6日（令和7年度現任研修開始前日）までの間に、相談支援の実務に従事した期間が2年以上、かつ実際に業務に従事した日数が360日以上であることをいう。

※「相談支援の実務」とは、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び委託相談支援事業所等における基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援をいう。

2 現に相談支援業務に従事していること。

※「現に」とは、本研修受講申請期間である令和7年3月27日から令和7年4月9日までの間をいう。

※「相談支援業務」とは、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び委託相談支援事業所等における業務をいう。なお初任者研修修了後初めての現任研修受講には、上記1の受講要件を満たすことが必要である。

※「所属長の証明」

「所属長の証明」は、所定の様式に、実際に勤務した所属の法人理事長もしくは事業所の長（以下「所属長」という。）が直筆で記載する。

証明の虚偽が判明した場合には、受講決定後であれば受講決定の取り消し、受講中であればただちに受講の停止、受講終了後であれば修了証書の無効手続きを行い、事業所の指定権者へ報告する。また当該所属法人職員・事業所職員及び虚偽証明した者について、判明後5年間の研修（当園が企画するサービス

管理責任者等各種研修・相談支援従事者各種研修・強度行動障害支援者養成各種研修) 受講を不可とする場合がある。

- (4) 次にあげる研修課程全てに参加できる者。
講義1の受講 (eラーニング、6時間) ※視聴機器・環境は各自が調達
講義2の受講 (対面式半日)
演習への参加 (対面式3日間)
インターバル実習1及び2への参加 (圏域等が指定した日時)
- (5) 講義1 (eラーニング) を視聴して作成する講義1振り返り評価シート (以下「講義1レポート」という。) を指定した日時までに定められた方法で提出できる者。
- (6) 演習に使用する各研修課題を指定した日時までに提出できる者。
- (7) 積極的に研修受講をする姿勢を持ち、かつ講師等の指示に従い、他受講者の受講を妨げない者。

4 定員

50人

※申請が定員を超過した場合は、令和7年度が更新最終年度の者を優先した上で、受講者を香川県立川部みどり園が選考調整する。

5 日程及び内容

(1) 日程

研修期間 令和7年5月7日 (水) ~同年9月3日 (水)

※予定した演習が開催できなかった場合の予備日を含む。

講義1 日本相談支援専門員協会テキスト (3,410円) を購入のうえ、eラーニングにて各自受講。テキスト購入は、申込から発送まで一定の時間がかかるため、受講決定通知を受理したらすぐに購入手続きを行うこと。

開講期間：令和7年5月7日 (水) 午前9時から同年5月22日 (木)
午後5時まで

講義2 令和7年5月23日 (金) 午後

演習 令和7年6月17日 (火)、同年7月22日 (火)、同年8月22日 (金)
の計3日間

※上記日程のうち、警報発表等の理由で開催できなくなった場合の予備日を、同年9月3日 (水) とする。

インターバル実習1 令和7年6月18日 (水) ~同年7月18日 (金) の間で1日

インターバル実習2 令和7年7月23日 (水) ~同年8月20日 (水) の間で1日

※インターバル実習1及び2については、所属する圏域が日時及び会場を指定する。圏域の指定がない場合は、実習先と個別に日時及び実習場所を調整する。ケースによっては複数日実習を行う場合もある。

(2) 内容

カリキュラム及び講師は別紙「令和7年度相談支援従事者現任研修日程表」のとおり。

6 会場

講義 1 eラーニング受講のため受講者各自が用意した環境

講義 2 香川県立川部みどり園 大会議室

(所在地：高松市川部町418 電話：087-885-8600)

演習 レクザムホール小ホール 5階 多目的大会議室玉藻B

(所在地：高松市玉藻町9-10 電話：087-823-3131)

演習予備日 香川県立川部みどり園大会議室

(所在地：高松市川部町418 電話：087-885-8600)

7 受講料

受講料 11,000円。

演習1日目受付時に、釣銭がないよう現金で支払うこと。

受講料受領時に、受講者宛の領収書を事務局が発行する。

演習1日目開始時間までに支払いができない場合は、受講資格を失う。

※その他受講者が負担する経費は次のとおり。

講義1に必要なテキスト購入に関する費用、eラーニング視聴に係る機器使用料・通信料等、講義1レポート提出のための送料、提出する研修課題についての印刷代等の経費、その他研修受講にあたり発生した経費。

※いかなる理由があっても徴収した受講料は返金しないことを予め了承した上で申請すること。

8 申請方法

電子申請（香川県 電子申請・届け出サービス）にて申請期間内に申請を行うこと
（郵送、FAX、メール不可）

必ず、この「実施要項」及び「受講申請前必読」を確認のうえ、申請すること。

申請期間

令和7年3月27日（木）午前9時から同年4月9日（水）午後5時まで（締切を過ぎると申請が不可能となるため留意のこと。）

※「利用者登録」を行わなくても申請可能。登録をしない方がスムーズとなる。

※修了証書等の提出が必要な場合で、電子申請での添付ができない者は、必要書類の写しを令和7年4月9日までに川部みどり園へ郵送（令和7年4月9日消印有効）すること。持参は受け付けない。

※申請完了後は申請完了通知が、申請したメールアドレスに自動的に送信される。
通知が届かない場合は必ず事務局まで連絡すること。

電子申請するページへは次の方法のいずれでもアクセス可能。

○香川県電子申請届出システムへ直接アクセスして申請する

「香川県 電子申請」で検索し、手続き一覧から「令和7年度相談支援従事者現任研修」を検索し、そこから申請。

○川部みどり園ホームページを經由して申請する

香川県 > 目的から探す > 組織部署 > 健康福祉部 川部みどり園 >
福祉関係研修等事業 > 令和7年度相談支援従事者現任研修情報

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/midorien/jigyo/r7geninn.html>

※上記 URL「令和7年度相談支援従事者現任研修情報」にある申請用 URL、QR コードから電子申請の本研修申請ページへ移動し、そこから申請。

9 修了証書の授与

全課程を修了した者及び受講を兼ねて全課程に出席し指導を行った講師に対して、修了証書を授与する。

なお、受講決定をした後から研修の修了時まで、「3 対象者」に記載した受講対象者該当項目(1)～(7)を満たさないことが判明した場合は、修了証書を発行しない。

また修了後に所属長が証明した受講に必要な実務経験に虚偽が判明した場合は、発行した修了証書を無効とする。

10 留意事項

申請者及び受講決定者、研修修了者の情報について、香川県内の自治体障害福祉担当部署と情報共有するため、予め了承した上で申請すること。

11 受講の決定

受講可否決定は香川県立川部みどり園が行い、令和7年4月22日（火）までに申請者宛に電子メールで通知する。

12 問い合わせ先（事務局）

香川県立川部みどり園 地域生活支援課 沼田

〒761-8046 高松市川部町418

TEL 087-885-8600

FAX 087-885-8609